

青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
(平成三十一年条例第一号)の一部改正【第三条関係】

新旧対照表

改正後	改正前	根拠省令
<p>(他の施設の職員又は設備を兼ねるときの基準)</p> <p>第六条 認定こども園においては、その運営上必要と認められる場合は、当該認定こども園の職員_____の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。</p> <p>2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 認定こども園においては、その運営上必要と認められる場合は、当該認定こども園の設備_____の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。</p> <p>4 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(職員の数等)</p> <p>第十二条 [略]</p>	<p>(他の施設の職員又は設備を兼ねるときの基準)</p> <p>第六条 認定こども園においては、その運営上必要と認められる場合は、当該認定こども園の職員<u>(園児の保育に直接従事する職員を除く。)</u>の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。</p> <p>[追加]</p> <p>2 認定こども園においては、その運営上必要と認められる場合は、当該認定こども園の設備<u>(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を除く。)</u>の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。</p> <p>[追加]</p> <p>(職員の数等)</p> <p>第十二条 [略]</p>	<p>【インクルーシブ保育】</p> <p>【インクルーシブ保育】</p> <p>【インクルーシブ保育】</p> <p>【インクルーシブ保育】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p>2～4 [略]</p> <p><u>5 第十三条第一項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び次項においてこれらを「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>6 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p> <p>(管理運営)</p> <p>第二十六条 認定こども園の設置者は、次に掲げるところにより、管理運営を行わなければならない。</p> <p>一から四まで [略]</p> <p>五 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行する場合において、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(管理運営)</p> <p>第二十六条 認定こども園の設置者は、次に掲げるところにより、管理運営を行わなければならない。</p> <p>一から四まで [略]</p> <p>[追加]</p>	<p>【みなし看護師等の配置要件の撤廃】</p> <p>【みなし看護師等の配置要件の撤廃】</p> <p>【児童の所在の確認義務化】</p>

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>六 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行する場合において、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。</u></p> <p>七 [略] 八 [略]</p> <p><u>附則 [略]</u> ※青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第六条関係】新旧対照表にまとめて記載</p>	<p>[追加]</p> <p>五 [略] 六 [略]</p>	<p>【送迎用バスの安全装置装備の義務化】</p>